

ホライズン・トラスト - 南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド (Horizon Trust - South African Rand Money Market Fund) ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託

投資信託説明書（交付目論見書）

ファンドは特化型運用を行います。

<管理会社> UTI インターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド

2006年11月15日シンガポールにおいて設立。

ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を行います。

資本金600万シンガポール・ドル（約7億1,142万円）

2025年10月末日現在、管理会社は、本ファンドの他、管理会社として、外国投資法人5本（2025年10月末日現在の純資産総額：約16億6,306万米ドル（約2,562億7,755万円））の管理および運用を行っています。

（注）シンガポールドルおよび米ドルの円貨換算は、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポールドル=118.57円および1米ドル=154.10円）によります。

<受託会社> G.A.S.（ケイマン）リミテッド

ファンド資産の受託会社としての受託業務を行います。

<投資運用会社> ナインティワン・ガンジー・リミテッド

ファンド資産の投資運用業務を行います。

<南アフリカ投資チーム> ナインティワンSA（プロプライエタリ）リミテッド

投資運用会社から委託を受け、ファンド資産の投資運用業務を行います。

<管理事務代行会社> エスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド

ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行います。

<保管銀行> 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店

ファンド資産の保管業務を行います。

<代行協会員> 株式会社SBI新生銀行

代行協会員業務を行います。

●ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

●ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。

●また、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。

・この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うホライズン・トラスト - 南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月30日に財務省関東財務局長に提出しており、2025年10月1日にその届出の効力が生じております。また管理会社は、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2025年12月26日に財務省関東財務局長に提出しております。

・ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様様に帰属いたします。

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券の価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの目的・特色

<ファンドの目的>

ファンドは、STeFI（短期固定金利）3か月物短期金融市場指標に準拠する利回り（税および費用込み。1年間で測定されます。）の獲得を目標とします。

<ファンドの特色>

ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求します。かかる資産には、銀行引受手形、社債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定金利譲渡性預金、変動金利譲渡性預金、および約束手形を含みますが、これらに限られません。

ファンドは、日本証券業協会のガイダンスに定められた「特化型運用ファンド」です。特化型運用ファンドとは、支配的な銘柄が存在するか、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。ある特定の発行体が発行する銘柄の時価総額がファンドの投資対象候補銘柄の時価総額の10%を超える場合、かかる特定の発行体が発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。後記「主な投資制限」の項に記載される基準を満たす短期金融商品の発行体は限定されているため、ファンドには支配的な銘柄が存在するか、または存在することとなる可能性が高くなります。したがって、ファンドは純資産額の10%を超えて特定の銘柄を組み入れる可能性があり、特定の銘柄への投資が集中する可能性が高くなります。特定の銘柄への投資が集中する結果、その銘柄のパフォーマンスが悪かった場合、または当該発行体の経営破綻や財務状況の悪化が生じた場合には、ファンドの総収益に重大な悪影響が発生することがあります。

<運用体制>

管理会社は、ファンドの運用について投資運用会社に委任しており、投資運用会社は、ファンドの運用について、さらに南アフリカ投資チームに委任します。

南アフリカ投資チームの運用体制

南アフリカ投資チームは、投資能力によって編成され、各チームは、先に合意されたリスク変数の範囲内で顧客の資金を運用する権限を有しかつ明確に投資責任を負うリーダーを擁します。

短期金融市場戦略は、60名の債券の投資専門家から構成される（2025年6月30日現在）グローバルな統合チームである債券チーム内で運用されます。このチームには、南アフリカ債券ポートフォリオについて責任を負う15名の投資専門家が含まれています（2025年6月30日現在）。

投資運用方針の意思決定プロセス

ナインティワン・短期金融市場投資プロセス

経済の基礎リサーチおよび基礎分析はナインティワンの投資プロセスの基礎となっています。ポートフォリオ・マネジャーおよびリサーチ・アナリストは、ともにリサーチ業務、かかる経済データの収集および分析につき責任を負っています。投資チームは、限定的な外部リサーチを利用しており、その情報は分析された上でナインティワンの投資プロセスに組み入れられます。

マクロ経済分析に基づく意思決定

投資プロセスは、南アフリカ経済および世界経済のマクロ経済分析からスタートします。GDPの構成要素、インフレーション、予算ポジション、為替レートおよび金利等の主要な経済変数を予測するために、独自モデルおよび主観的推論を使用します。これらは今後1～2年にかかる絶対的な予測ならびに公表されたコンセンサスおよび市場が織り込んで見られるコンセンサスに関連する予測を示しています。かかる予測は、定量的モデルおよび主観的分析に基づいています。

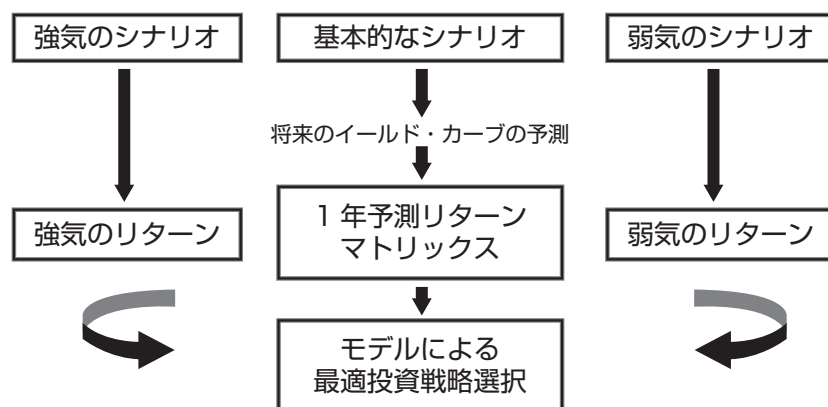
投資チームは、マクロ経済的予測を用いて、起こりうる3本の主たる金利シナリオを予測します。かかるシナリオは、ナインティワンの短期金融市場最適化モデルの主要要素として利用されます。

ファンドの目的・特色

戦略的ポートフォリオ・ポジショニング

ナインティワン独自の最適化モデルは、戦略的な短期金融市場プロセスの中核を構成するものです。かかるモデルは、短期金融市場の利回り曲線に存在する最適な価値を判断する際に役立ちます。

<最適化モデル>



(出所)ナインティワン

これにより、各ポートフォリオの要請に適した戦略的デュレーションは、投資チームの予測に沿って決定されます。最適な戦略的ポートフォリオは、インカム要件を満たし、かつ当該デュレーションにかかるリターンを最大化するように設定されます。かかるポートフォリオは、投資チームの長期的観点を反映することを確実にします。

戦術的ポートフォリオ・ポジショニング

投資チームの長期予測が正確であったとしても、投資チームは、短期金融市場が短中期で乱高下する可能性があること、およびこれにより価値を付加する更なる機会を提供することになることを認識しています。

このプロセスの戦術パートは、数日、数週または数か月後に生じる機会の探求に焦点を当てます。

クレジット・プロセス

ナインティワンのクレジット投資プロセスは、経済サイクルに対して耐性があり、かつ、説得力および競争力のあるリスク調整後リターンをもたらすソリューション／ポートフォリオを提供するという目的を達成するよう設計されています。

(注)上記の運用体制は今後変更されることがあります。

<分配方針>

受託会社は、管理会社の助言に基づき、各取引日^(注)にファンドに関する分配を宣言することを意図します。分配は、受益証券1口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券1口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言されます。分配に利用できる金額は、管理事務代行会社が受益証券1口当たり純資産価格を計算することにより各取引日に決定されます。ファンドから分配される受益証券1口当たりの金額は、関連の取引日に受益証券1口当たり純資産価格を閾値に相当する金額まで減額するのに必要な金額とします。分配は、各取引日の最後に終了する関連する市場における営業の終了の直前、または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定する当該日におけるその他の時点で宣言されたものとみなされます。

分配は、投資者から申込金が受領される日付から毎日発生します。したがって、受益者は、決済日に宣言される分配を受領する権利を有します。分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したものは、分配再投資日に決定される受益証券1口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。

(注)「取引日」とは、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいい、「営業日」とは、ファンドに関して、ニューヨーク、南アフリカ、アイルランド、英国および日本において銀行が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。）および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

<主な投資制限>

ファンドに適用される投資制限のうち、主なものは以下のとおりです。ファンドに適用される投資制限は下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。

短期金融市場商品は、投資運用会社のクレジット委員会が選定した認定格付機関により投資適格と格付けされたものに制限されます。格付けクラスに対する総エクスポージャーは、以下のポートフォリオ比率に制限されます。

短期	長期	制限
ムーディーズP1(長期Aa3以上) (または同等の格付け)	ムーディーズAa3以上 (または同等の格付け)	100%
ムーディーズP1(長期A1からA3) (または同等の格付け)	ムーディーズA1からA3 (または同等の格付け)	40%
ムーディーズP2(または同等の格付け)	ムーディーズBaa3(または同等の格付け)	10%

単一の発行体に対するエクスポージャーもまた、商品の格付け（商品が格付けされない場合は発行体の格付け）に基づき、以下のポートフォリオ比率に制限されます。

短期	長期	制限
ムーディーズP1(長期Aa3以上) (または同等の格付け)	ムーディーズAa3以上 (または同等の格付け)	25%
ムーディーズP1(長期A1からA3) (または同等の格付け)	ムーディーズA1からA3 (または同等の格付け)	10%
ムーディーズP2(または同等の格付け)	ムーディーズBaa3(または同等の格付け)	2.5%

(※)本書作成時点において、上記格付会社が発表する南アフリカの国内格付(またはそれに類似する格付)が使用されております。当該格付は、国際比較を可能とするように意図されたものではありません。また、今後のファンド運用において必要と認められる場合には、予告なく当該格付以外の格付が使用されることがあります。

また、管理会社は、ファンドの資産の50%超が日本国金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資されるよう維持しなければなりません。

ファンドは特化型運用を行います。このため、日本証券業協会の規則に定める一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産価額に対する比率は、原則としてそれぞれ35%、総額で35%以内とします。

投資リスク

ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。また、外国投資信託であるファンドは元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスク要因は、次のとおりです。ファンドの投資リスクは下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。

為替リスク

投資者は、かかる投資対象およびファンドの基準通貨（ファンドの通貨であるランドをいいます。以下同じです。）の為替レートの変動リスクならびにかかる基準通貨および投資者の用いる基準通貨（異なる場合）間の為替レートの変動リスクを負う可能性があります。管理会社は為替リスクのヘッジを図る場合がありますが、これは義務ではありません。

金利リスク

ファンドが（格付けの有無を問わず）債務証券を保有する場合、投資者は、一般的に債券の市場価格が発行体の金利および財務状況の変化に応じて変わること認識すべきです。これらの市場価格の変動は、ファンドの純資産価額に反映されます。

ファンドのために管理会社が購入する債券および確定利付債券は、従来の利回りと同程度の利回りを回収し続ける保証はなく、またファンドが取得した債券の発行体が、支払期限の到来時に当該支払を行う保証もありません。

倒産リスク

ファンドまたはその取引相手が保有する証券の発行体によるデフォルト、倒産またはその他の事業上の失敗は、ファンドのパフォーマンスおよび投資目的達成能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

南アフリカのマネー・マーケット・ファンドとしてのファンドに関する政治および経済リスク

投資予定者は、ファンドに対する投資には、南アフリカの政治および経済状況より生じる高度のリスクが含まれ、これが投資の価値に影響を与える可能性があることに留意すべきです。

南アフリカのマネー・マーケット・ファンドとしてのファンドに関する価格変動リスク

その他の新興市場と同様、南アフリカの市場は、取引量が相対的に低く、流動性の欠如または著しい価格変動の期間に直面する可能性があります。南アフリカのマネー・マーケット・ファンドは、通常、0.01ランドの安定した閾値を維持することを追求しますが、投資対象に信用問題が存在する場合、または金利の急激な上昇および大量の買戻しが同時に発生し、その結果として投資対象が取得原価にポートフォリオに記録されるその後の含み益を下回る市場価格で売却されなければならない場合、かかる安定閾値が「破壊される」可能性があります。

投資リスク

ファンドへの投資に関する為替変動リスク

管理会社（またはその適法に授権された代理人）がファンドの利益のために行う投資およびファンドが受領する収益の大部分は、ランド建てです。投資者は、かかる通貨の突然の平価切下げまたは平価切上げの可能性を認識すべきです。

純資産価額の計算

投資者は、分配金の計算が日々行われるようにするため、管理事務代行会社が受益証券1口当たり純資産価格を評価日（ファンドに関して、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。）の前営業日に計算することに留意すべきです。南アフリカの短期金融市場は同日決済で稼動しているため、管理事務代行会社は、評価日時点で決済されるポートフォリオ投資取引にかかる発生利息を認識することができません。その結果、評価日に決済されるポートフォリオ投資取引にかかる利息は、受託会社の承認を受けた管理会社により、同日の予測市場金利によって見積もられ、保守的に割引かれます。このため、見積発生利息と実際の発生利息との間に差異が生ずることがあります。

一度計算された受益証券1口当たり純資産価格については、実際の発生利息と見積発生利息との差異に関する調整は行われません。

ファンドへの投資に関する租税要因

投資者は、南アフリカの税体制が急速な変動を特徴とすることに留意すべきです。かかる変動は、突然発生し、また遡及的効力を伴う可能性があります。ファンドの収益および利益は、税金、租税、賦課金または南アフリカの政府により課せられるその他の行政関係手数料の対象となる場合があります。これにより純資産価額が悪影響を受ける可能性があります。また、ファンドへの投資による利益は、現在または将来の税金、租税、賦課金または南アフリカの税務当局により課せられるあらゆる性質のその他の行政関係手数料に関してまたはその利益のために源泉徴収または控除の対象となる場合があります。

<その他の留意点>

投資者によるファンドの買付にクーリングオフの適用はありません。

<リスクの管理体制>

管理会社は、ファンドのリスク管理について投資運用会社に委任しており、投資運用会社は、ファンドのリスク管理について、さらに南アフリカ投資チームに委任します。

ナインティワンは、事業全体のリスク管理を目的として包括的な管理および監督体制を実施しており、これには、投資リスクに対するナインティワンのアプローチが含まれます。

ナインティワンの投資戦略におけるリスク管理は、ポートフォリオ管理プロセスの不可欠な部分であり、投資者のリスクおよびリターン目標を達成するために適切なリスク水準が用いられることを確保するための明示的な制限および追加的措置で構成されます。

(※)ファンドはデリバティブ取引を行っておりません。

(注)上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。

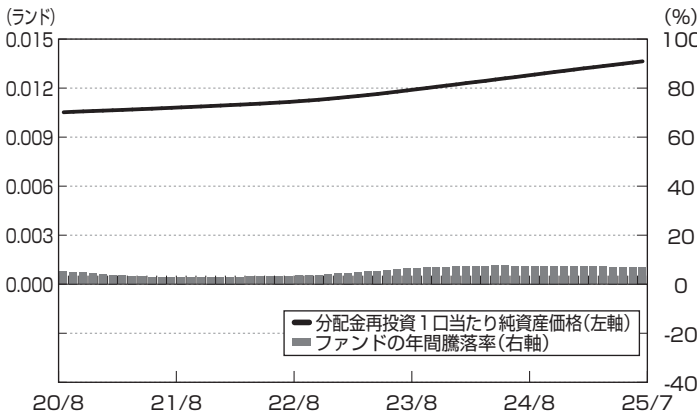
投資リスク

<参考情報>

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

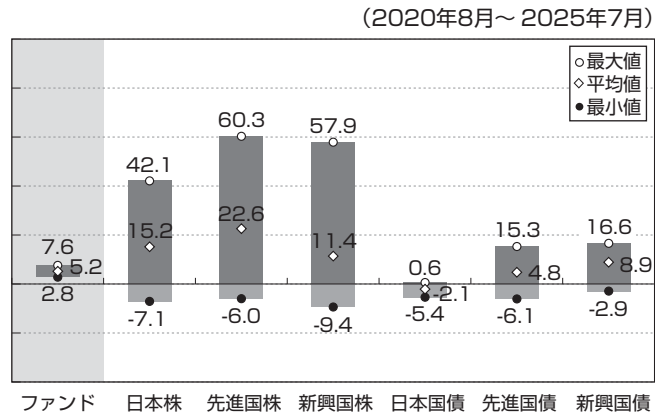
ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2020年8月～2025年7月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



ファンドと代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。



出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- ※ 分配金再投資1口当たり純資産価格は、2019年8月末の1口当たり純資産価格(0.01ランド)を起点として、税引前の分配金を分配再投資日にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ※ ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ ファンドの年間騰落率は、表示通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※ ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

● 代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株……………TOPIX (配当込み)
 - 先進国株……………FTSE先進国株価指数 (除く日本、円ベース)
 - 新興国株……………S&P新興国総合指数
 - 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債……………FTSE世界国債指数 (除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数 (円ベース)
- (注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX (東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数 (除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数 (除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数 (円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

運用実績

■ 投資有価証券の主要銘柄

(2025年10月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (ランド)	簿価 (ランド)	時価 (ランド)	投資比率 (%)
1	CALL ACCOUNT SHINSEI HSBC BANK	南アフリカ	預金	6.880	2049年12月31日	350,200,000.00	350,200,000.00	350,200,000.00	21.41
2	CALL ACCOUNT SHINSEI CITIBANK	南アフリカ	預金	6.850	2030年6月1日	221,000,000.00	221,000,000.00	221,000,000.00	13.51
3	STD BANK OF SA LTD 7.092PCT 04MAY26	南アフリカ	変動利付債	7.092	2026年5月4日	145,000,000.00	145,000,000.00	145,000,000.00	8.86
4	CALL ACCOUNT NEDBANK 32 DAY NOTICE	南アフリカ	預金	7.600	2049年12月31日	141,000,000.00	141,000,000.00	141,000,000.00	8.62
5	SOUTH AFRICAN TBILLS OPCT 12NOV25	南アフリカ	割引債	0.000	2025年11月12日	141,190,000.00	140,969,552.97	140,969,552.97	8.62
6	SOUTH AFRICAN TREASURY BILL OPCT 18MAR26	南アフリカ	割引債	0.000	2026年3月18日	66,130,000.00	64,408,532.84	64,408,532.84	3.94
7	SOUTH AFRICAN TREASURY BILL OPCT 29APR26	南アフリカ	割引債	0.000	2026年4月29日	51,200,000.00	49,459,907.58	49,459,907.58	3.02
8	NEDBANK LTD FRN CD 09MAR26	南アフリカ	譲渡性預金	7.492	2026年3月9日	49,000,000.00	49,000,000.00	49,000,000.00	3.00
9	SOUTH AFRICAN TREASURY BILL OPCT 11MAR26	南アフリカ	割引債	0.000	2026年3月11日	45,860,000.00	44,736,593.45	44,736,593.45	2.73
10	NEDBANK LTD FRN 13NOV25	南アフリカ	変動利付債	7.992	2025年11月13日	43,000,000.00	43,000,000.00	43,000,000.00	2.63

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

■ 純資産総額および1口当たり純資産価格の推移

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ランド	百万円	ランド	円
第8会計年度末 (2016年3月末日)	1,289,546,237.00	11,503	0.01	0.0892
第9会計年度末 (2017年3月末日)	1,390,011,237.00	12,399	0.01	0.0892
第10会計年度末 (2018年3月末日)	1,546,917,275.00	13,799	0.01	0.0892
第11会計年度末 (2019年3月末日)	1,645,071,388.00	14,674	0.01	0.0892
第12会計年度末 (2020年3月末日)	1,784,654,942.00	15,919	0.01	0.0892
第13会計年度末 (2021年3月末日)	1,697,243,862.00	15,139	0.01	0.0892
第14会計年度末 (2022年3月末日)	1,542,965,223.00	13,763	0.01	0.0892
第15会計年度末 (2023年3月末日)	1,487,294,673.00	13,267	0.01	0.0892
第16会計年度末 (2024年3月末日)	1,544,158,369.00	13,774	0.01	0.0892
第17会計年度末 (2025年3月末日)	1,640,992,487.00	14,638	0.01	0.0892
2024年11月末日	1,603,623,529.94	14,304	0.01	0.0892
12月末日	1,583,474,654.68	14,125	0.01	0.0892
2025年1月末日	1,593,396,772.43	14,213	0.01	0.0892
2月末日	1,619,033,228.98	14,442	0.01	0.0892
3月末日	1,640,992,487.00	14,638	0.01	0.0892
4月末日	1,655,273,772.06	14,765	0.01	0.0892
5月末日	1,668,836,485.83	14,886	0.01	0.0892
6月末日	1,683,358,454.58	15,016	0.01	0.0892
7月末日	1,660,393,941.43	14,811	0.01	0.0892
8月末日	1,688,676,660.57	15,063	0.01	0.0892
9月末日	1,698,409,991.00	15,150	0.01	0.0892
10月末日	1,635,793,691.93	14,591	0.01	0.0892

(注1)会計年度末(3月末日)および半期末(9月末日)の純資産総額は、財務書類上の純資産価額を記載しており、取引目的のために計算された報告純資産価額とは異なることがあります。

(注2)ランドの円貨換算は2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ランド=8.92円)によります。

運用実績

■ 分配の推移

下記は2025年10月末日までの1年間における前月最終取引日から各月最終取引日前日（分配再投資日）まで保有した場合に再投資された月次分配金の額（1口当たりの累計額）を表示しています。

最終取引日	1口当たり分配金	
	ランド	円
2024年 11月29日	0.00005589	0.0004985388
12月30日	0.00005813	0.0005185196
2025年 1月31日	0.00005886	0.0005250312
2月28日	0.00005037	0.0004493004
3月31日	0.00005540	0.0004941680
4月30日	0.00005346	0.0004768632
5月30日	0.00005327	0.0004751684
6月30日	0.00005411	0.0004826612
7月31日	0.00005395	0.0004812340
8月29日	0.00004912	0.0004381504
9月30日	0.00005300	0.0004727600
10月31日	0.00005111	0.0004559012

下記会計年度における上記月次分配金の単純合計は以下のとおりです。

計算期間	1口当たり分配金	
	ランド	円
第8会計年度	0.00055012	0.0049070704
第9会計年度	0.00065228	0.0058183376
第10会計年度	0.00062809	0.0056025628
第11会計年度	0.00060205	0.0053702860
第12会計年度	0.00060288	0.0053776896
第13会計年度	0.00032840	0.0029293280
第14会計年度	0.00030158	0.0026900936
第15会計年度	0.00049713	0.0044343996
第16会計年度	0.00072334	0.0064521928
第17会計年度	0.00070390	0.0062787880

2025年10月末日までの1年間における上記月次分配金の単純合計は以下のとおりです。

期間	1口当たり分配金	
	ランド	円
2024年11月～2025年10月	0.00064667	0.0057682964

(注)上記月次分配金の単純合計には、2024年10月の最終取引日の分配金の額は含まれていますが、2025年10月の最終取引日の分配金の額は含まれていません。

■ 収益率の推移

計算期間	収益率 ^(注)
第8会計年度	5.50%
第9会計年度	6.52%
第10会計年度	6.28%
第11会計年度	6.02%
第12会計年度	6.03%
第13会計年度	3.28%
第14会計年度	3.02%
第15会計年度	4.97%
第16会計年度	7.23%
第17会計年度	7.04%

(注)ファンドは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の算式により算出されます。

$$\text{収益率 (\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a=当該会計年度末の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計金額を加えた額）

b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

期間	収益率 ^(注)
2024年11月～2025年10月	6.47%

(注)ファンドは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、2025年10月末日までの1年間における上記月次分配金の累計額を用いて、以下の算式により算出されました。

$$\text{収益率 (\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a=2025年10月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計金額を加えた額）

b=当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

■ 運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

手続き・手数料等

■ お申込みメモ

購入（申込み）単位	1口以上1口単位 ただし、販売会社によって申込単位が異なる場合があります。
購入（申込み）価額	取引日における受益証券1口当たり純資産価格
購入（申込み）代金	投資者は取引日の日本における翌営業日までに外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売会社に申込代金をお支払いください。
換金（買戻し）単位	1口以上1口単位 ただし、販売会社によって買戻単位が異なる場合があります。
換金（買戻し）価額	管理事務代行会社が買戻請求を受領した取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格
換金（買戻し）代金	買戻代金は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が受領された取引日の日本における翌営業日またはその後実務上可能な限り速やかに支払われます。
申込締切時間	日本における申込受付時間は、原則として、販売会社の日本における営業日の午後2時（日本時間）までとします。 ただし、販売会社によって申込締切時間が異なる場合があります。
購入の申込期間	2025年10月1日（水曜日）から2026年9月30日（水曜日）まで （上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
換金（買戻し）制限	クローズド期間はありません。 管理事務代行会社が、いずれかの取引日に関して、受益証券1口当たり純資産価格の総額がファンドの純資産価額の10%を超える受益証券の買戻請求を受領する場合、管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格の総額が純資産価額の10%（または管理会社が決定する割合）に相当する受益証券のみが取引日に買い戻されるように、かかる買戻請求について比例按分して各買戻しの請求を減額することができます。
購入・換金申込受付の中止および取消し	純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の計算、受益証券の発行ならびにいずれかの者が受益証券の買戻しおよび買戻価格の支払いを申し出る権利は、受託会社により、その裁量においてまたは管理会社との協議の上、以下の場合、停止されることがあります。受益証券1口当たり純資産価格の決定が停止されている場合、受益証券の発行または買戻しは行われません。 (a) ファンドの投資対象の重大な一部が通常取引されるいずれかの証券市場が閉鎖されまたはかかる証券市場における取引が制限もしくは停止され、または受託会社がファンドの投資対象の価格もしくは純資産価額または受益証券の購入価格もしくは買戻価格を確認するのに通常採用するいずれかの手段に故障があった場合 (b) その他のいずれかの理由により、ファンドの投資対象の価格を合理的に確認することができずと受託会社が管理会社との協議の上で判断する場合 (c) 結果としてファンドのいずれかの投資対象を現金化することが合理的に実行可能ではないと受託会社が管理会社と協議の上で判断する状況が存在する場合 (d) ファンドの投資対象の現金化もしくは支払いに伴うもしくはその可能性がある資金の送金もしくは回収、または受益証券の発行もしくは買戻しが遅延するか、もしくは通常の為替相場で速やかに実行されることができずと受託会社が管理会社と協議の上で判断する場合
信託期間	2008年10月17日より150年間

*購入の申込みおよび買戻しの請求は、営業日（ファンドに関しニューヨーク、南アフリカ、アイルランド、英国および日本において銀行が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。）および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。）に限り、取り扱われます。

手続き・手数料等

繰上償還	<p>ファンドは以下の場合に終了します。</p> <p>(a)ファンドが違法となるか、または受託会社が管理会社と協議の上90日以上前の事前の書面通知をなすところの意見によれば、ファンドを継続することが非現実的であるか、不可能であるか、もしくは得策ではなく、または受益者の利益に反している場合。</p> <p>(b)ファンドがそれに従い設立された補遺信託証書の日付から開始する150年の期間の満了時。</p> <p>(c)ファンドを終了する旨のファンド決議が可決されたかまたは効力を生じた日。</p> <p>(d)ファンドのすべての受益証券が買い戻された日。</p> <p>(e)受託会社および管理会社の絶対的裁量で、ファンドの終了が決議された日。</p> <p>(f)受託会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり管理会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該受託会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。</p> <p>(g)管理会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり受託会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該管理会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。</p> <p>純資産価額が当初募集期間の満了時またはその後のいずれかの時点で300,000,000ランドを下回る場合、管理会社は、その絶対的裁量において、発行済みの受益証券の全部（一部ではありません。）を、評価日（ファンドに関して、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。かかる強制買戻しの日付またはその直前の日付に当たります。）に決定される買戻価格に、買戻しのために現金化されるファンドの当該投資対象の関連の評価日における公表された価値とその後それらが実際に現金化された際の実現価値の差額に関する調整額ならびにすべての発行済み受益証券の買戻しおよび関連ある場合はファンドの終了に関するもしくはこれに起因して受託会社が負担し、発生させまたは予期していたすべての税金および料金、費用、その他の経費、偶発債務、請求および要求に関する負債（負債の引当金を含みます。）の調整額を加減した金額で買い戻すことを決定することができます。</p>
決算日	毎年3月31日
収益分配	<p>受託会社は、管理会社の助言に基づき、各取引日にファンドに関する分配を宣言することを意図します。分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したものは、分配再投資日に決定される受益証券1口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。</p>
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。
運用報告書	<p>ファンドの計算期間の終了（毎年3月31日）後に、期間中の運用経過、およびファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成します。ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。</p>
課税関係	課税上は公募外国公社債投資信託として取り扱われます。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入(申込み)時手数料	申込手数料はありません。	
換金(買戻し)手数料	買戻し手数料はありません。	
信託財産留保額	信託財産留保額はありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用(管理報酬等)	純資産総額の年率0.05%を上限とした額 管理報酬は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行買戻し業務の対価として、管理会社に支払われます。	
(投資運用会社報酬)	純資産総額の年率0.40%を上限とした額 投資運用報酬は、ファンド資産の投資運用業務の対価として、投資運用会社に支払われます。	
(受託報酬)	固定報酬	170,000 ランド
	当初口座開設手数料	14,000 ランド
	非居住者預金口座開設手数料	14,000 ランド
受託報酬は、ファンド資産の受託業務の対価として、受託会社に支払われます。		
(販売報酬)	販売会社が申込人を斡旋した受益証券に帰属する純資産総額の当該部分の年率0.40%を上限とした額 販売報酬は、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務の対価として、販売会社に支払われます。	
(管理事務代行報酬)	ファンドの純資産総額のうち、次の区分による金額部分に、該当する年率を乗じて得た額の合計額(ただし、56万ランドを最低報酬額とします。)	
	純資産総額	年率
	10億ランド以下の部分	0.08%
	10億ランド超20億ランド以下の部分	0.072%
20億ランド超の部分	0.064%	
管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、管理事務代行会社に支払われます。		
(保管報酬)	ファンドの純資産総額のうち、次の区分による金額部分に、該当する年率を乗じて得た額の合計額(ただし、14万ランドを最低報酬額とします。)	
	純資産総額	年率
	10億ランド以下の部分	0.02%
	10億ランド超20億ランド以下の部分	0.018%
20億ランド超の部分	0.016%	
保管報酬は、ファンド資産の保管業務の対価として、保管銀行に支払われます。		
(代行協会員報酬)	純資産総額の年率0.10%を上限とした額 代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社への交付等の代行協会員業務の対価として、代行協会員に支払われます。	
その他費用・手数料	その他費用として、設立費用、監査報酬、法律費用、コンサルタント報酬、取引手数料、印刷費用、広告費用およびその他の継続的な報酬・立替費用等を、ファンドからの実費として、投資者の皆様において間接的にご負担いただきます。その他費用については、変動するものであり、事前に料率、上限金額等を示すことができません。	

・手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

■ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	利子所得として課税：分配金に対して20.315%
買戻し請求等による譲渡時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税：譲渡益に対して20.315% ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、譲渡損益と同じ扱いとなります。

・上記は、2025年12月26日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・法人の場合は上記とは異なります。

・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。